

第1554号

AFN-1554

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2025年 3/17 (月)

『R7年度税制改正大綱（7） 中小企業者等への軽減税率延長』

中小企業の軽減税率の特例は、賃上げへの要請や物価高等の状況を踏まえ2年延長され以下の見直しが行われる。本年4月1日以後に開始する事業年度より適用予定。

○所得の金額が年10億円を超える事業年度については、税率を17%に引上げ○適用対象法人の範囲から、通算法人を除外、また、中小企業投資促進税制も2年延長される。みなし大企業の判定においては、大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人であり、かつ一定の承認会社はその法人の発行済株式又は出資の総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合は、その株式又は出資を除外して判定される。令和9年3月31日までに事業の用に供した場合に適用される。

中小企業経営強化税制も、拡充と要件見直しを行ったうえ2年延長される。○A類型における経営力向上の指標の見直し ○B類型について、投資計画における年平均の投資利益率の見込みを7%以上に引上げ、売上高100億円を目指す中小企業に対しては建物も対象設備に追加 ○C類型は対象外とし、措置は今月31日で終了○暗号資産マイニング業の用に供する設備は対象から除外

軽減税率

『対応が迫られるカスハラ問題 関係省庁が連携して防止対策』

近年、顧客、取引先等からの著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメントが問題化しており、その対策を強化する必要性が高まっている。政府は、関係省庁が密接に連携し、同ハラスメントの防止対策を総合的かつ効果的に推進するための関係省庁連携会議を設置した。第1回目の連絡会議においては、各省庁より、所掌する業界の事例や対応体制等の報告資料が提示されている。厚生労働省からは、令和5年度12月に施行された改正旅館業法より、宿泊を拒むことが出来る新たな事由について具定例を挙げて説明している。新たな宿泊拒否事由として、旅館側に負担が過重で、他の宿泊者へのサービスを著しく阻害する恐れがある要求(省令で定めるもの)を繰り返したとき等を挙げている。例えば、実現が容易でない事項の要求(不当な割引・アップグレードや、土下座等を繰り返し要求)や、従業者の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、接遇に通常以上の労力を要するもの(従業員に対し、長時間にわたり、不当な要求を繰り返す)等を挙げている。

事業者の対策としては、カスハラに対するポリシーを策定し、従業員や顧客に明確に伝えること、また従業員向けの研修を実施し、カスハラの識別方法や対応手順等の周知が重要になる。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com